

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和4年度 第2回文化財保護審議会
開 催 日 時	令和5年1月21日（土） 午後2時00分 ～午後3時35分
開 催 場 所	歴史民俗資料館会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：蓮沼会長、内野副会長、齋木委員、清水委員、加園委員、田代委員、多田委員、檜崎委員、波多野委員、原田委員
議 題	1 三本榎(乙幡榎木)の後継樹について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 現在、乙幡榎跡地で確認されている6本の幼木のうち、樹木医の調査結果において乙幡榎のクローン(遺伝的に同一である個体)である可能性の高い2本の幼木を後継樹として今後、管理・育成していく。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ○ 委員 ● 事務局	議題1 ● 令和4年6月30日樹木医による調査報告書「武蔵村山市R4年度乙幡榎診断調査結果報告書」に基づき、現在、乙幡榎跡地で確認されている6本の幼木について、それぞれの調査結果等を説明。 ○ 今回の調査により6本の幼木のうち2本が乙幡榎のクローンの可能性が高いということであるので、今回の調査結果を尊重し、その2本を残して生育させたらどうか。 ○ クローンとされる2本のうち1本は根付近の比較的低い部分に枝が出ており、手入れがしづらいのではないかと。あまり近くに木が生えていると成長に影響するのではないかと。 ● 樹木の維持管理については、樹木医や造園業者等の意見やアドバイスを受けながら適切に行っていきたい。 ○ 現在の形や状態よりもDNAが大事であり、乙幡榎に近い榎であることを尊重し、クローンの可能性の高い2本を残すことが優先順位としては高いと思う。 ○ 乙幡榎の子孫、クローンを残すという考え方、方針で異議はないか。 ○ 全委員、異議なし。 ○ クローンの可能性の高い2本を残し、その生育方法等については樹木医、造園業者等にも相談するなどし、また、審議会委員の意見も確認しながら見守っていく。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： _____ 0 人
-----------------	---	----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____）
------------------	--

庶 務 担 当 課	教育部 文化振興課 資料館係（外線：560-6620）
-----------	-----------------------------